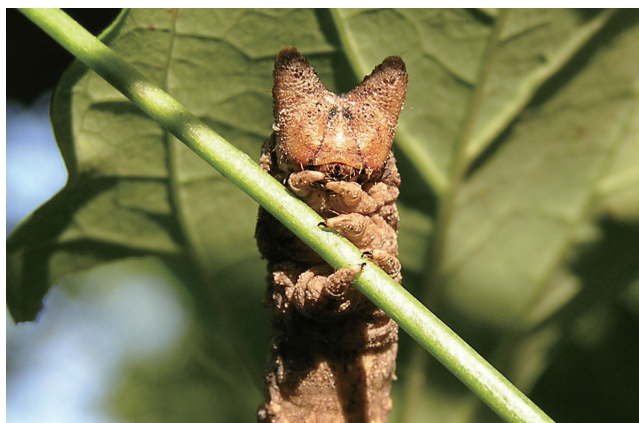


ニュース・レター

NEWS LETTER
Jun. 2015

vol.
93

秋田の男鹿半島の野山から 消えつつある昆虫たち



①シロシャチホコ ②アオバセセリ ③アケビコノハ ④トビモンオオエダシャク

CONTENTS

- ② 橘高 真佐美／環境省、ネオニコチノイド系農薬の環境影響調査を開始
- ③ 水野 玲子／青梅市でアブラムシ防除の農薬散布 住宅地でのネオニコ散布は子どもに危険！
- ④ 水野 玲子／ネオニコ秋田・北海道巡業報告 ここまできた“沈黙の春”
- ⑥ 中下裕子／「グリーン連合」が設立されました！！
- ⑨ 橘高 真佐美／世界初「環境民主主義指標（EDI）」公表——日本はアジア地域で第4位、世界では32位
- ⑩ 橘高 真佐美／第7回「化学物質と環境に関する政策対話」

環境省、ネオニコチノイド系農薬の環境影響調査を開始

理事 橘高 真佐美

2015年6月3日、水野玲子理事と環境省を訪問し、水・大気環境局を担当する大臣官房審議官の早水輝好さんと水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長の川名健雄さんにネオニコチノイド系農薬に関する話をお伺いしました。

——国民会議では、2009年頃からネオニコチノイド系農薬に取り組んできました。環境省がネオニコチノイド系農薬の環境影響調査を始めたことは大変良いことだと思います。調査に取り組むことになった背景を教えてください。

EU 諸国で蜜蜂群の減少が問題となり、欧州委員会では、蜜蜂群の減少に一部のネオニコチノイド系農薬が関与しているのではないかと懸念から、2013年12月より2年間、一部のネオニコチノイド系農薬の使用制限がなされています。我が国でもネオニコチノイド系農薬等の生態系への影響を懸念する声もありますので、実態を把握する必要があると考えています。トンボの生息状況は日本における生態系の重要な指標です。水田等でのネオニコチノイド系農薬の使用実態や湖沼等への残留実態とトンボ等水生節足動物類の生息実態とを比較し、農薬以外の要因などの各データも分析することで、生態系への影響を把握したいと考えています。

——具体的にはどのような調査をされたのですか。

初年度の平成26(2014)年度には、生態・生息データや毒性データに関する文献調査、ヒアリング等による情報の収集・整理と、トンボ等の産卵・生息箇所として確認されている湖沼等7箇所について水及び底質中のネオニコチノイド系農薬とフィプロニルの残留実態調査、トンボ等の生息状況を把握するための調査方法を検討する予備的な調査を国立環境研究所に委託しました。五箇公一主席研究員が調査研究の代表者となっています。その他、競争的資金である環境研究総合推進費により、平成26年度から28年度にかけて、ネオニコチノイド系農薬の陸域昆虫類に対する影響評価の研究も実施されています。



左から川名農薬環境管理室長、早水大臣官房審議官、水野理事

——調査結果は既に公表されているのですか。

まだ現段階では公表はされていません。7月15日に、国立環境研究所でネオニコチノイド系農薬に関する公開シンポジウム「ネオニコチノイド系農薬と生物多様性～何がどこまで分かっているか？今後の課題は何か？」が企画されており、平成26年度の調査結果も含む様々な研究報告が行われると聞いています。一般の方にも公開されるものですので、ぜひご参加ください。詳細は、国立環境研究所のホームページに掲載されています。

——欧米や韓国では、ネオニコチノイド系農薬の規制が始まっていますが、日本では規制を行わないのでしょうか。これから調査を始めるというのでは、生態系を守るには遅すぎませんか。

まだ日本でも規制を行う必要があるかどうかを判断するための根拠となる科学的な証拠が十分に揃っていません。まずは今お話ししたような調査研究を進めつつ、農林水産省とも連携して規制の要否を検討したいと思います。

最後に、水野理事が、EUの欧州アカデミー科学諮問会議やIUCN等で様々な研究結果が報告されていることや、日本の地方でも既に生物の数が激減していることから、早急なネオニコチノイド系農薬の規制が、日本の生態系の保全や食糧安全保障に直結することを強調しました。

青梅市でアブラムシ防除の農薬散布 住宅地でのネオニコ散布は 子どもに危険!

理事 水野 玲子



「わずか2、3種類の害虫を殺すために自分自身の破滅をまねくとは、知性あるものの振る舞いだろうか」。これは半世紀以上前にレイチェル・カーソンが『沈黙の春』で述べた言葉だが、それと同じことがまだ日本でも起きている。たった一種類のアブラムシという害虫を根絶するために、東京の西、青梅市を中心に2015年春からネオニコチノイド系農薬（以下「ネオニコ」）の大量散布が始まった。

青梅の梅林はこの地域の観光名物である。2009年、そこのウメにこれまでわが国で発生がなかったプラムポックスウイルス（PPV）による病気が初めて確認された。このウイルスはアブラムシにより媒介されるとして、東京都と農水省はこのウイルスの広がりを防止するために対策に乗り出した。青梅市の梅の公園「吉野梅郷」の梅1266本はすべて伐採され、2009年から12年、農家や植木などの梅の木が約2万6千本伐採された。地域住民にとっては身を切られるような苦渋の選択だったに違いない。2015年春の青梅市の風景はすっかり寂しいものになってしまった。

伐採後3年間周辺で新たな感染がない限り、新たに梅を植えることができない。2016年の梅の再植栽に向けて、一刻も早くこのウイルスを徹底的に根絶したいとする地域住民が国にさらなる対策を要請したこともあり、伐採だけで終わらず、住宅地にある梅の木などに2015年からネオニコ散布が開始されることになった。ネオニコ散布の強化地域には、一般住宅約4000戸、学校1校、保育園2園、幼稚園1園がある。しかし、大多数の青梅の住民は、ネオニコの名前すら聞いたことがなく「わが家にも消毒、宜しくお願いします」と農薬散布への協力を素直に受け入れている。

アブラムシ防除の第1回は今年4月に実施され、

2回目は11月、3回目は来年3月に予定されている。対象植物はウメ、モモ、スモモなど。散布薬剤はネオニコ系のチアクロプリド、アセタミプリドとフロニカミドである。1回目の散布翌日には青梅市にもミツバチの死骸が散らばっていたことが確認されている。

しかし、この度の散布のターゲットは一般住宅地の梅の木なのだから、虫が死ぬことより住民の農薬による健康被害の方がよほど気がかりである。アセタミプリドは以前、群馬県や長野県で散布された時に子どもを含む住民の健康被害が報告されており、しかも、欧州食品安全機関（EFSA）が、子どもの脳神経の発達に悪影響を与える可能性を指摘し、ADI（一日摂取許容量）などの引き下げを勧告した農薬のひとつである。

2015年4月末、青梅のネオニコ散布の現場を訪れた時、何よりも驚いたことは、散布している人達が市販のマスクをつける程度の防具で、安全な消毒をしていると思っていたことだ。散布の様子を子どもも家の外で見学していたが、アセタミプリドは毒物及び劇物取締法で劇物に指定されているほど毒性が高い。

住宅地での危険なネオニコの大量散布が始まっている。せめて幼い子どものいる家庭だけは薬剤散布ではなく別の選択をすべきである。どうしてもアブラムシ防除が必要なら、木の伐採などの別な選択があることは市も認めている。ネオニコがこの土地に住む子どもの脳神経にも影響があることを、一刻も早く住民に周知するべきだと地元市民が動き出した。幼い子どもを守るためにも、多くの人がこの問題に関心を持つことが求められている。

ネオニコ秋田・北海道巡業報告

ここまできた“沈黙の春”

理事 水野 玲子



プロナトール自然保護基金の助成を受けて、5月22日より27日までの6日間、国民会議では北海道、秋田の脱ネオニコの動き、有機農業への転換に向けた動きの視察を行った。国民会議からは田坂、水野、ネオニコネットからは御園が参加した。いくつかの訪問地の中で、とりわけ注目された秋田県の男鹿半島の報告をしたい。

秋田の男鹿半島で

海や野山から生き物が消えた！

本州の北端、日本海に面した秋田県男鹿半島で想像を絶した自然破壊が進んでいる。海では、これまでたくさん取れていたハマグリやコウナゴが減り、他の魚貝類もめっきり取れなくなった。

秋田の養蜂家たちは、水田にスタークルなどの農薬を撒布すると飼っていたミツバチが死ぬので、仕方なく毎年新しく購入している。行政はミツバチの箱を移動しなさいというが、山はクマなどがいるので管理が大変だし、逃げてもだんだん弱ってくる。もうこれ以上続けられないと廃業も考えている。森林では10年ほど前にはどこにでもいた虫たち、トンボやブヨ、カ、アブラムシ、アリなどが姿を消した。花粉を媒介する虫が消えたので、花は咲くが実はならない植物もでてきた。

一方、秋田の海岸線に広がるクロマツは、この数十年間に松枯れ防除の農薬散布を行っているにもかかわらず、松枯れは広がる一方である。男鹿半島のマツの大半が2003年頃にはほぼ壊滅状態となった。その後ナラ枯れ、シナノキ枯れ、さらにササ類まで不具合が進行している（写真：ササ枯れ2015年5月末撮影）。

クルマで男鹿半島を回ると、枯れて白骨化した木々の塊りが見える山々が広がっている。樹木が生きる力を失って悲鳴をあげ、私たちに何かを訴えているかのようにだった。それに代わって勢力を拡大し

てきたのが、沿道に広がる外来種のニセアカシアなどで、植生がすっかり変化してきた。

水田と松林に大量のネオニコ散布

秋田県では、松枯れ防除として無人ヘリなどで松林に2003年よりネオニコ系のエコワン3フロアブル（成分：チアクロプリド）やマツグリーン（成分：アセタミプリド）が散布されてきた。また、水田にはカメムシ防除のためのネオニコ系のスタークル（成分：ジノテフラン）が2006年から散布され続けている。

有人ヘリコプターで水田にまく農薬の散布面積は全国で合計3万8000haだが、茨城県の筑西市、山形県村山市、秋田県男鹿市の3市のみが3000haを超え、その地域だけで全国の散布面積の3分の1近くになる。それら散布との関連は不明だが、2007年には、これまで見たこともない赤潮が近くの海一面に広がり住民を驚かした。

イネのカメムシ防除に加えて海岸沿いに広がる松林にまかれたネオニコの両方が、河川を通して海に流れ込んでいる。海の生物がそれらによって壊滅的状況におかれている可能性も考えられるが、そのことに気づいている人はほんの一握りである。

農薬ではなく炭をまいた松林は 生気を回復！

1980年代のはじめ、ドイツの黒い森（シュヴァルツヴァルト）で多くの木が突然枯れ始めた。なかでもマツ科に属するモミ属のトウヒが環境の影響を最も受けやすく酸性雨の影響といわれた。それと同じ状況が男鹿にも広がりつつある。木の枝の先端が元気を失い下に垂れさがり、ねじ曲がってスパゲティシンドロームと呼ばれる現象だ。編西風にのって海を越えてやってくる酸性雨もその大きな原因だろうが、日本では松枯れの大気汚染説は、酸性雨説とと

1996～2005年の平均と比較した2014年の生物の割合（329種類の一部のみ掲載）

60%	40%	20%	5%	0%
クジャクチョウ	コバヤハズカミキリ	スジクロシロチョウ	カナブン	ヒカゲチョウ
アカタテハ	ツマキチョウ	ヤマトシジミ	キタテハ	コムラサキ
クマバチ	クワカミキリ	アサギマダラ	ジャノメチョウ	フクラスズメ
ホソアシナガバチ	トラカミキリ	コマルハナバチ	キアゲハ	アケビコノハ
カケス	シジュウカラ	オオマルハナバチ	テングチョウ	ビロウドスズメ
ハシブトカラス	コゲラ	クロマルハナバチ	カブトムシ	ミツクリハバチ
ヒヨドリ	メジロ	スズバチ	ベニスズメ	ベニヒラタムシ
アシクロツユムシ	モズ	ワタアブラムシ	ミヤマカミキリ	ツノトンボ
アリグモ	ツユムシ	アカゲラ	シロスジカミキリ	キバネツトンボ
ワカバグモ	ショウリョウバッタ	ホオジロ	ノコギリカミキリ	トウホクサンショウオ
ウズグモ	ハチクマ	ウグイス	クロヤマアリ	カボチャミバエ
ニホントカゲ	アオゲラ	ハクセキレイ	サムライアリ	ヤマキサゴ
カワゲラ	オンブバッタ	キジバト	コガネムシ	アブラコウモリ

もにあまり重視されず、国は、1977年以降の40年以上、マツノザイセンチュウを農薬で防除すること、莫大なエネルギーと資金をつぎ込んできた。

それでも、松が枯れている原因は酸性雨などの大気汚染に違いないと、酸性土壌を中和する実証試験を試みている大森禎子さん（元東邦大学理学部教授）とその協力をしている「男鹿の自然を考える会」の安田勲さんの試験林を見学した。2003年より秋田市の小児科開業医金子操さんから松林をお借りして実験的に枯れかけたクロマツ林に炭をまいて、土壌を中和する試みを続けている。その試験林の松は青々として炭撒布から一本も枯れたことがなく子苗も出てきていた。もちろん、キノコも出てくるといふ。土壌が酸性化していたことの何よりの証拠である。40年以上も松枯れ防除のために農薬散布が行われてきたが、解決策は意外と身近な所にあったのかもしれない。

大森さんと安田さんは、松枯れ防除の農薬散布より松林に炭をまくべきだと何回も秋田県などに提言したが、まったく相手にしてもらえなかったという。それでも86歳の大森さんは、今年も試験林の土壌サンプルを熱心に集めて分析している。また、安田さんは松林での除染（剥ぎ取り）試験を是非行いたいと方々に働きかけており、除染プラス炭撒布で農薬に頼らない松林の維持を目指している。

受粉昆虫が消え 花が咲いても実がならない

男鹿半島の国立公園の管理員でもある安田勲さんは、1975年より夫婦で自然観察や保護活動が続けてきた。この公園内の真山水喰沢は、里地・里山と男鹿半島最高峰である本山など原生林を有する男鹿三山との中間に位置し、生物多様性が豊かな土地であ

る。これまで、この地を訪れた人たちに自然観察の機会を提供してきた。ところが、2006年の8月頃からかつて経験もしたことがないことが起きた。トンボ、ホタル、ハチ類、カ、ハエ、テントウムシ、クサギカメムシを除くカメムシ類、チョウ、ガ、クモなどの驚くべき激減が始まったのである。その原因を探ろうと2007年より夫婦で動植物の調査を始めた。調査方法は、徒歩による現地の目視だが、2014年の調査項目の生き物と植物の数は329種類にも及んだ。1996年から2005年当時に比べて、やや減少（80%）、減少（60%）、かなり減少（40%）、激減（20%）、確認困難（5%）、確認不可（0%）に分けて調査を実施し報告書をまとめた。

男鹿の自然を考える会のこの生物調査を、この紙面では一部分しか紹介できないが、2014年時点で結実が少ない植物としては、ブルーベリー、ミツバアケビ、ウメ、ナツハゼ、カリン、カボチャ、スイカなどがあつた。こうした生態系の激変の原因を安田さん達はさまざま考察したが、最終的に辿りついたのは、2006年からはじまった水田へのネオニコ散布や、2003年からはじまった松林へのネオニコ散布の影響の可能性であつた。

「ミツバチが減った、スズメが減った」、これまで全国各地を回って聞こえてきたのはハチや鳥類の減少だったが、男鹿半島で行われたこの調査によって見えてきたこと、そして実際にこの地を訪れて感じたことは、生態系の大きな崩壊が虫や鳥だけでなく、海の生き物や植物にも及んでいることだった。海辺の漁師の人が言った。「海に海藻も貝もなくなった。魚も取れなくなった。何かがおかしい」と。“沈黙の春”が、日本の片隅でこのように現実のものとなっている。

「グリーン連合」が設立されました!!

事務局長 中下裕子

6月5日、本誌92号でご紹介した市民環境団体の連合組織「グリーン連合」が設立されました。設立総会・記念シンポジウムの会場となった衆議院第二議員会館には定員を大きく超える140名の参加があり、立ち見や会場に入れない人も出るほどでした。

●設立趣旨と役員の顔ぶれ

グリーン連合は、遅々として進まない環境政策へ

の危機感から、環境 NGO/NPO が結集し、切磋琢磨し合うことによってパワーアップを図り、環境 NGO/NPO 総体としての社会的影響力を強化することにより環境政策を大きく前進させ、民主的で公正な持続可能な社会を築くことを目指しています。

既に65団体が加入しており、総会では参加団体の満場の拍手で設立が宣言され、規約が採択されました。役員には、準備段階から関わった下記の17名が

グリーン連合設立趣旨書

設立の趣旨

「かけがえのない地球」をキャッチフレーズに環境問題についての初めての世界的会合「国連人間環境会議」が開催されてから43年、人類社会の持続的な発展に道筋をつけることを意図した「地球サミット」から23年が経過します。

その間、世界においても、我が国においても、顕在化する環境問題の解決に向けて様々な対策がとられてきました。こうした国際的な動きや健全な市民社会の形成を支援する NPO 法の制定もあり、私たち市民の間でも、地域での環境保全活動、国や地球レベルでの環境政策に対する提言活動など様々な活動を展開する環境 NPO/NGO が数多く誕生し、行政や企業とは異なる立場と専門性を活かした多様な活動により、問題解決のために努力しているところです。

しかし、地球温暖化に伴う気候変動の激化は世界中に大きな被害をもたらし、第6の絶滅の時代とされるほどの生物多様性の喪失が続き、様々な化学物質による汚染が広がるなど、私たち人間の生命や社会・経済活動の基盤である環境の悪化はとどまるところを知りません。さらに、福島第一原子力発電所の過酷事故は、エネルギー転換の必要性だけでなく、私たちの文明の「豊かさ」に対する根源的な疑問を、日本のみならず全世界へ投げかけました。このままでは人類社会の存続さえも危ぶまれる危機的状況にあります。

周知のとおり、これらの問題は、地球の有限性を認識することなく経済の規模の拡大を追い求めてきたこれまでの価値観や暮らし方、技術、社会経済システムに起因します。そのため、問題の解決に向けては、科学的根拠に基づく倫理的で政治的な判断と人間の叡智に基づく、大きな社会変革を伴う根源的な取組が不可欠です。

しかし残念ながら、国内においては、根源的な政策転換は遅々として進まず、持続可能性をないがしろにした目先の経済重視の政策が優先され続けています。

私たち人類に残された時間は僅かしかありません。

この状況を憂い、様々な環境問題を克服し、全ての生命と人間活動の基盤である「環境」を基軸とした民主的で公正な持続可能な社会を構築するために、私たち環境 NGO/NPO は、各組織の個別の使命や目的を超えて、現世代そして次世代の利益の為に、互いにつながり結集して、強く社会に働きかけていくことが極めて重要であるとの認識に至りました。

私たちは、日本各地で、様々な環境活動に携わる多くの仲間とつながり、これまで積み重ねてきて経験と英知を結集し、危機的状況にある地球環境を保全し持続可能で豊かな社会構築に向けた大きなうねりを日本社会に巻き起こすために、日本市民環境団体連合会（仮称）（通称「グリーン連合」）を設立いたします。

幹事に、その中から杵本育生氏（環境市民）、藤村コノエ氏（環境文明21）、中下裕子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議）の3名が共同代表に、古瀬繁範氏（地球と未来の環境基金）が事務局長に選任されました。監事には橘高真佐美氏（弁護士、当会議理事）が選ばれました。

〈グリーン連合幹事〉50音順

- ・大久保規子（オーフスネット）
 - ・太田 航平（地域環境デザイン研究所 ecotone 代表理事）
 - ・佐藤 潤一（グリーンピースジャパン事務局長）
 - ・篠原ゆり子（FoE Japan 総務部長）
 - ・杵本 育生（環境市民代表）
 - ・中井八千代（容器包装の3Rを進める全国ネットワーク副運営委員長）
 - ・中下 裕子（ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議事務局長）
 - ・伴 英幸（原子力資料情報室共同代表）
 - ・藤井 絢子（菜の花プロジェクトネットワーク代表）
 - ・藤村コノエ（環境文明21共同代表）
 - ・古瀬 繁範（地球と未来の環境基金理事長）
 - ・松原 弘直（環境エネルギー政策研究所主席研究員）
 - ・三木由希子（情報公開クリアリングハウス理事長）
 - ・桃井 貴子（気候ネットワーク東京事務所長）
 - ・山崎 求博（足元から地球温暖化を考える市民ネットワークなどがわ副代表理事）
 - ・山田 岳（ただすのもり環境学習研究所）
 - ・山本 耕平（雨水市民の会理事長）
- 〈監事〉橘高真佐美（弁護士・虎ノ門法律経済事務所）

●国会議員からも熱い期待

引き続き設立記念シンポジウムが開催されました。大久保規子阪大教授による基調講演（後述）の後、国会議員が登壇し、グリーン連合への熱い期待が語られました。以下の9名の国会議員がお忙しい中駆けつけて下さいました。与党自民党の議員にも参加をお願いしたのですが、残念ながら同党からの出席はありませんでした。

- ・水野賢一参院議員（無所属）
- ・初鹿明博衆院議員（維新の党）
- ・島津幸広衆院議員（日本共産党）
- ・田島一成衆院議員（民主党）
- ・福島瑞穂参院議員（社民党）

- ・福山哲郎参院議員（民主党）
- ・若松謙維参院議員（公明党）
- ・松沢成文参院議員（次世代の党）
- ・篠原孝衆院議員（民主党）

●政党アンケート結果

シンポに先立ち、政党助成法の要件を満たす11政党にアンケートを実施したところ、太陽の党、新党改革を除く9政党から回答がありました。その結果の一部が表1です。いずれの政党も環境政策の優先度は高いことがうかがわれます。分野別では、化学物質対策はあまり優先度が高い課題と認識されていないようです。国民会議としても政党に対する働きかけを強化する必要があるようです。

表1 アンケート回答

政党名	Q1 環境政策 優先度 (10段階評価)	Q2(環境政策中の重点課題)										その他
		地球温暖化・気候変動	脱原発	循環型社会	容器包装リサイクル	生物多様性・生態系	海洋汚染	大気汚染	森林保全	化学物質対策		
自由民主党	10	◎		○	○	○	○	○	○	○		
民主党	8	◎	○	○		◎				○	○	○環境教育 ○市民参加
維新の党	優先度が 高い											いずれも重要事項
公明党	10	◎										○水素社会の実現
日本共産党	10	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	○		◎アスベスト、◎低周波、◎ ダム・干拓、◎リニア、◎水俣 病、◎土壌汚染、◎辺野古の 基地建設騒音、◎基地による 環境破壊
次世代の党	9	○						◎	○			水素社会の実現、グリーンエ ネルギー推進、受動喫煙の防止
社会民主党	9	○	◎	○	○	○	○	○	○	○		◎被曝 ◎土壌汚染 ◎リニア新幹線 ◎湿地保全
生活の党と 山本太郎と なかまたち	10	◎	◎	◎		○	○	○	○			◎農業
日本を元氣 にする会	8		○	◎		◎			◎	◎		
◎		5	3	2	—	3	1	2	2	1		
○		2	2	4	3	3	3	3	5	4		

●会員団体、個人サポーター募集中

加盟65団体でスタートした「グリーン連合」ですが、さらに多くの団体の参加を得て、労働団体、経済団体と遜色のない影響力を発揮しなければなりません。趣旨を理解し、参加していただける環境団体（少人数の団体でも OK です）を広く募集しています。また、会の性格上、会員は市民団体に限られますが、趣旨に賛同し、財政的に支えて下さる個人のサポーターを募集しています。1口2000円で何口でも構いません。ぜひ皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

「グリーン連合」のブログ

<https://www.facebook.com/greenrengo>

「環境立国への道—なぜグリーン連合が必要なのか—」

大阪大学大学院教授 大久保規子さん(報告者：中下裕子)

大久保教授の基調講演の中から、EU のケースを例として、なぜ環境 NGO の連合が必要なのかについて概要を報告します。

●1970年代から進められた連合組織化

EU では、EEB（欧州環境事務局）という NGO の連合体が1974年に設立され、EU の環境政策の立案・実施に大きな役割を担っています。昨年12月に開催された EEB40周年記念式典には、EU の環境大臣をはじめ政策決定の責任者も参集していました。このことから、EEB が政策形成の重要な柱となっていることがわかります。EEB には欧州の140 団体が加盟し、1500万人の声を反映していると言われています。

EU だけでなく、各国においても、このような連合組織が活躍しています。例えばドイツでは、54万余人の会員、2000の地域団体が加盟する自然保護連合（NABU）、34万人の会員を擁する環境保護連合（BUND）、主要な100の環境団体の全国組織であるドイツ自然保護連合（DNR）などの巨大組織が結成され、環境政策の形成・実施に大きな影響力を行使しています。DNR は、1950年に設立され、産業連盟、労働組合に並ぶ組織力を持っています。主に環境省、環境基金等の補助金で運営され、「NGO の調整」という公的任務を担っています。

●なぜ連合するのか

なぜ、このような連合体が生まれるのでしょうか？欧州では、政策というものは、環境・経済・社会の利益を適切に反映したものでなければならいとされていますが、環境 NGO は、経済団体、労働組合と並ぶ利益代表で、持続可能な社会構築のための政策形成に不可欠の柱のひとつと考えられている

ためです。

ドイツの連邦環境庁が1994年に調査したところ、当時のドイツの環境 NGO の数は1119団体あり、環境団体に会員として参加しているのは国民の4～6%でした。しかし、個別の NGO だけでは、国民の声を適切に反映させることはできません。環境 NGO が、政策形成に大きな影響力を有しているのは、地域の草の根組織から全国レベルの組織まで、NGO が上手に連合しているからなのです。

●「グリーン連合」への期待

日本の場合、経済団体の連合組織である「経団連」や労働組合の「連合」はありますが、残念ながら「環境連」はありません。どうも日本の環境 NGO は連携が苦手なようです。

日本の環境 NGO は小規模な団体が多く、会員数100人以下が半数を占め、資金不足からの活動基盤の脆弱性が指摘されていました。このため、活動範囲も同一地域内にとどまり、全国規模のものは極めて少数でした。1998年に NPO 法が制定されてからは、その状況に改善のきざしが見られるようになりましたが、依然として会員数100人未満、年間予算規模100万円以下が半数以上を占めており、経済団体、労働組合と並ぶ環境利益代表という役割を十分に果たせないでいるのが実情です。

この度、環境 NGO 自身が、このような現状を反省し、NGO の連携を通じてパワーアップし、国民の声を反映できる組織となることを目指して「グリーン連合」を結成されたことは画期的なことです。日本の環境政策を大きく前進させることができるような組織へと発展することを心より期待しております。私自身も、その一員として、できる限り協力させていただきたいと思っております。

世界初「環境民主主義指標(EDI)」公表 日本はアジア地域で第4位、世界では32位

理事 橋高 真佐美

5月20日、米国ワシントンにおいて世界で初めて実施された70か国における環境民主主義指標による評価結果が公表され、日本はアジア地域19か国で第4位、世界70か国では32位という結果でした。

環境民主主義指標(EDI)とは

環境民主主義指標(Environmental Democracy Index, EDI)は、環境分野の市民参加原則を促進するために国連環境計画(UNEP)が作成した「バリ・ガイドライン」への適合性を示す指標です。参加原則の柱は、①情報へのアクセス権、②意思決定への参画権、③司法アクセス権(訴訟の権利)であり、EDIは、この3つの権利に関する375個の「法律指標」と24個の「実施指標」から構成されています。アクセス・イニシアティブと世界資源研究所が各国の協力者とともに開発した包括的指標で、国際的な基準を国内法制が満たしているか否かを評価するものです。

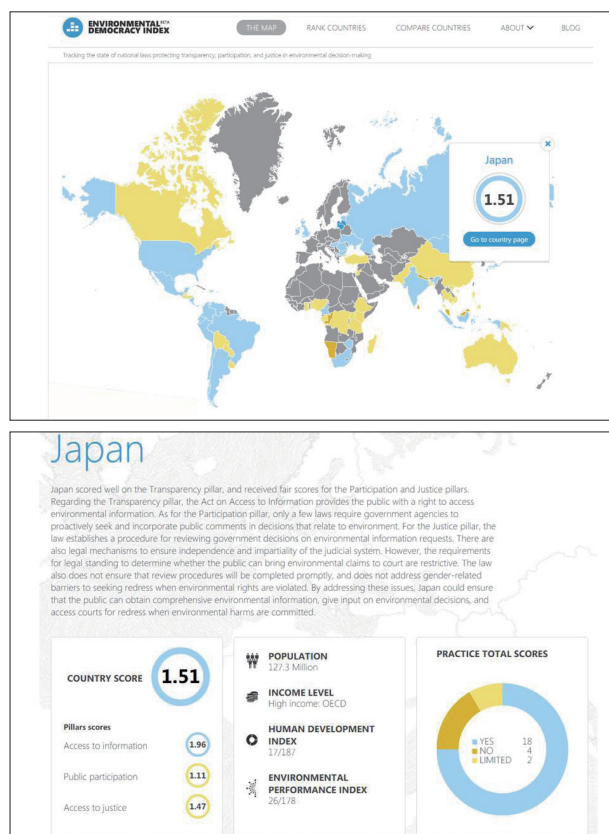
評価結果は下記ホームページで公開されています。ホームページは、英語、フランス語、スペイン語のみですが、世界地図の上をクリックするだけで点数が見られるようになっています。言葉がわからなくても、各国の評価結果が簡単に見られます。

<http://www.environmentaldemocracyindex.org/>

日本の評価結果

- ①情報へのアクセス権——情報公開制度が整備されていることから情報アクセスの分野では3点満点中1.96点と比較的高得点。
- ②意思決定への参画権——環境に関する意思決定や政策策定への市民参加を保障する十分な法的枠組みがないことから3点満点中1.11点。
- ③司法アクセス権——環境裁判を起こせる人(原告

図 EDI の評価結果



【上】 EDI の総合点が表示される世界マップ 【下】 日本の評価結果の詳細

適格)が法律上の利益がある者に限られており、環境問題を解決するために裁判を利用しにくいことから3点満点中1.47点。

「実施指標」に比べ「法律指標」の点数が低く、総合点は1.51点でした。

EDIを作成したアクセス・イニシアティブによると、日本は、情報公開については事故が起こった際の適時な情報提供の義務付け、参加については提出された意見への対応の義務付け、司法アクセスについては原告適格の拡大と裁判を利用しやすくすることで、今後の評価を改善できるとしています。

第7回

「化学物質と環境に関する政策対話」

理事 橘高 真佐美

1. 「化学物質と環境に関する政策対話」の開催

2015年5月21日、第7回「化学物質と環境に関する政策対話」（以下「政策対話」）が開催されました。国民会議からは中下裕子事務局長が参加し、その他国民会議の理事の中地重晴さんが熊本学園大学教授として、筆者もオーフス条約を日本で実現するNGOネットワークの運営委員として参加しました。市民の立場のメンバーに加え、労働団体や産業界、行政からもメンバーが選出されています。

今回の政策対話のテーマは、前回に引き続き、「SAICM¹への取組状況及び今後の進め方について」と設定され、2015年9月に予定されている第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）で行われるSAICMへの取り組み状況の点検報告書（案）（以下「報告書案」）についての議論を行いました。当日の配布資料は、今後環境省のホームページに掲載される予定です。また、報告書案については、パブリックコメントが実施されることになっています。

2. 報告書案について

報告書案には、政府の取り組みを報告する本体部分だけではなく、市民・消費者団体、NGO/NPO編、業界団体・労働団体編、地方公共団体編もあります。「ニュースレター」91号、92号でも各地方公共団体の取り組みを紹介しましたが、公共団体ごとに独自の取り組みがなされています。報告書の地方公共団体編は、47都道府県と20の政令指定都市に対して行ったアンケート結果をわかりやすくまとめたものとなっています。たとえば、条例に基づき上乗せ・横出し基準を適用した環境モニタリングについては、大気に関し32、水質に関し42と過半数の地方公共団体で実施しています。環境ホルモンについて

も、29の地方公共団体でモニタリング調査を独自に実施しています。

3. 報告書案についての議論

報告書案をめぐって、さまざまな論点についての議論がありました。ここでは国民会議が取り組んできた問題に関する課題を中心にご紹介します。

（1）化学物質の表示について

中下事務局長が、化学物質の表示の問題が報告書案に触れられていないことを指摘しました。化学物質の表示は、縦割りの法律ごとに規制されているので、消費者が同じ物質なのかというのがわからないような状況になっています。他の市民の立場のメンバーからも、統一の表示制度をつくることを今後の検討課題としてでも記載することができないかという問題提起がなされました。

これに対して、環境省の担当者からは、現在の表示制度や化学物質の名称は、消費者にとってだけではなく、政府にとっても非常にわかりにくいものであり、規制の現場でも苦勞があるので、問題意識は理解するが、現時点では、具体的にどのように解決策はなく、どのような対策ができるかを検討するために関係省庁間での意見交換をしたいという回答がなされました。

（2）環境ホルモンの取組について

環境省から、化学物質の内分泌かく乱作用に関して行っているEXTEND2010の報告がされました。EXTEND2010は、化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し、必要に応じて管理していくことを目標にしているプログラムですが、環境ホルモンの評価手法の確立と評価の実施をねら

いとするものです。実際には、水生生物に対する生殖や発達への影響を研究しています。2014年9月までに検討対象物質として114物質を選定し、そのうち35物質について試験を行い、18物質が陽性だったという報告がありました。

しかし、欧米等諸外国では、既に研究だけではなく、実際に環境ホルモンの規制が始まろうとしています。それに比べて、日本では、全く規制については議論もなされておらず、環境省が水生生物への内分泌かく乱作用に関する研究を行っているだけです。そのため、日本のNGOの対応が遅すぎるのではないかと意見が出されました。環境省の評価対象にはヒトとりわけ感受性が高い子どもは含まれていないにもかかわらず、他の省庁では環境ホルモンに関する対応がほとんど取られていません。

(3) バイオサイドの実態調査について

国民会議では、政策対話の場で、これまでも何度も縦割り規制により、規制の対象となっていないバイオサイドの問題を指摘し、SAICM 国内実施計画にも記載するように働きかけ、その結果として「今後検討すべき課題」の項目に、「生活環境中で使用されるシロアリ駆除剤等いわゆる『バイオサイド』等について、今後検討すべき課題として指摘されている」と非常に弱い表現ですが、バイオサイド問題について触れられました。

環境省は、報告書案では、平成27年3月頃に行った「平成26年度殺虫剤等の消費者製品に関する実態等調査」の概要等を記載しています。前記実態等調査の報告書は既にホームページに公表されているもので²、事業者へのアンケート調査等により、殺虫剤等に含まれる182の有効成分のうち、農薬取締法に該当するものが38、医薬品医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」）の成分に該当するものが28、家庭用品規制法の成分に該当するものは2でした。農薬取締法と薬

機法のいずれにも該当しない成分が129であったと報告されています。逆に言うと、アンケートで殺虫剤等の有効成分であることが明らかになった182成分のうち、53の物質が、農薬取締法または薬機法上の有効成分であるにもかかわらず、殺虫剤等として使用される場合には、いずれの規制の対象にもなっていないということです。

表1 殺虫剤等に含まれる成分に対する既存の規制

	農薬取締法	薬機法	家庭用品規制法
該当あり	38成分	28成分	2成分

また、回答があった492製剤のうち、屋内で使用されるものが229製剤、屋内と屋外の両方で使用されるものが77製剤ありました。つまり、約6割が私たちが生活をしている屋内で使われる可能性があるということです。メカニズムが解明されていないとされる環境ホルモンとは異なり、既に毒性が明らかになっている物質であることから、早急に規制が必要である旨を指摘しました。

表2 殺虫剤等の使用場所

	屋内	屋外	両方で使用
製剤数	229	186	77

この実態調査では、業界団体にヒアリングも行っています。調査の対象となった一般社団法人日本化学品輸出入協会は、「日本の化学物質規制の法律は、製品経由の摂取に対する規制と、環境経由での悪影響を防ぐ規制に大別され、その数は10を大きく上回る。しかも所管する官庁も多いため、健康被害が顕在化した際に対応が遅れがちになるのではないかと。消費者・生活者の製品安全や食品安全を確保するためにも、化学物質管理制度の一元化が必要だと感じる。」と回答しており³、業界団体からも縦割り行政の弊害が指摘されています。

1 SAICM とは、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（Strategic Approach to International Chemicals Management）」のこと。2002年のヨハネスブルグサミットにおける合意「化学物質が、人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」を実現するための戦略や取組を取りまとめた国際的な合意文書。

2 http://www.env.go.jp/chemi/chemi/bicidesurvey/post_2.html

3 前記2の報告書 58頁

◎事務局からのお知らせ【住所が変わりました】

国民会議事務局は、5月29日に下記の住所へ移転しました。
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4F
電話 03-5875-5410 / ファクス 03-5875-5411
eメール kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp (変更なし)
訂正：前号のニュースレターでお知らせした新しい電話番号が間違っていました。正しくは上記のように03-5875-5410です。

◎総会・記念講演会のご案内 7月26日(日)

チラシも同封されていますが、今年度の年次総会記念講演会は、7月26日(日)午後3時から御茶ノ水の中央大学駿河台記念会館で開催します。
タイトルは、「環境ホルモン問題 は 終わってない! ~だまされる細胞・組織 シグナル毒性とは何か?~」で、国立医薬品食品衛生研究所・安全性生物試験研究センター毒性部長の菅野純先生にお話をいただきます。
国民会議の新刊のパンフレット「環境ホルモン最新事情 赤ちゃんが危ない」の背景にある科学的根拠について、一般の方向けにわかりやすくお話いただきます。ぜひご参加ください。

◎活動報告(15/05~15/07)

05月15日 運営委員会
06月05日 グリーン連合立ち上げ集会
06月11日 運営委員会
07月09日 運営委員会

編集後記 広報委員長 佐和洋亮

改めて「不都合な真実」を

長い間本誌の編集とレイアウトを担当してこられました(有)総合工房CAP代表の坂本一郎さんが、この度退かれることとなりました。1999年10月の第3号から前号(92号)まで、15年半の長きにわたり、原稿メットにイライラされながら、陰で私達を支えて戴きましたことについて、心から感謝を申し上げます。

坂本さんは燃料電池の研究発表をライフワークとしておられます。この度、2冊目の出版をされます。坂本さんの健康とご活躍をお祈り致します。

ところで、集団的自衛権の違憲問題をはじめ、ウソがまかり通ることの多さに腹の立ち通しです。

例えば、総理の福島原発事故「放射能アンダーコントロール発言」。その後も汚染水という名の放射能水はたれ流し。子どもたちの放射能被害の発生。片や、オリンピック関連工事は着々と進んでいます。

2012年10月に成立した「原発事故子ども・被災者支援法」。全会一致の議員立法により、福島県外の人も生涯健康診断を受けられることや、法律の運営に被災者の声を取り入れることなどが定められました。しかし具体的な施策や支援対象地域などを決める基本方針の策定に1年もかかり、決定された基本方針は被災者の声はほとんど反映されず、支援対象地域も福島県の33市町村に限定されるなど、当初の理想を裏切るものでした。

最近の報道によれば、福島県の18歳以下の子ども37万人を対象に行われた小児甲状腺検査では、小児甲状腺がんの「悪性ないし悪性疑い」とされた子どもは112人。2順目の検査では新たに15人の子どもが同じ診断をされました。

そして福島以外の関東圏では、国や県の補助がないため、民間のボランティア団体が、茨城、千葉西北部、埼玉南東部などの子どもたちの健康調査をするよう国や自治体に働きかけていますが、未だ実現されていません。

ダイオキシンの環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第93号
2015年06月発行

発行所

ダイオキシンの環境ホルモン対策
国民会議 事務局
〒136-0071
東京都江東区亀戸7-10-1
Zビル4階

TEL 03-5875-5410

FAX 03-5875-5411

郵便振替 00170-1-56642
ダイオキシンの環境ホルモン対策
国民会議